

会議名 (審議会等名)	令和4年度 第4回川西市子ども・若者未来会議		
事務局 (担当課)	川西市教育委員会 こども未来部 こども支援課 内線(3442)		
開催日時	令和4年12月13日(火) 10:00~12:00		
開催場所	ハイブリッド方式(市役所4階庁議室、Zoom併用)		
出席者	委員	(会長) 農野寛治会長 (委員) 余田委員、藏原委員、田口委員、秋葉委員、丸野委員、千葉委員、喜田委員、平岡委員、佐々木委員、天立委員	
	事務局	こども未来部長 山元昇 こども未来部副部長 釜本雅之 こども未来部こども支援担当副部長兼こども支援課長 井上昌子 教育推進部副部長 山戸正啓 こども未来部入園所相談課長 橋川貴夫 こども未来部入園所相談課長 留守家庭児童育成クラブ担当 井関大悟 こども若者相談センター所長 木山道夫 教育推進部教育保育課長補佐 金山留美 東谷幼稚園園長 常田麻里 多田保育所長 松田亜希子 こども未来部副主幹 川本圭亮 こども未来部こども支援課主査 中村陵 窪田裕一	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可	<input type="radio"/> 不可・一部不可	傍聴者数 6人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	協議事項 ・「(仮称)子ども・若者未来計画(案)」について その他		

審 議 経 過 (要 旨)

1. 開会 (10 : 00)

(事務局)

事務局のあいさつ、通信及び欠席者、資料の確認。

(会長)

お忙しい中皆さんご参加いただきましてありがとうございます。会議終了時刻を12時で予定しておりますので、皆様ご協力をよろしくお願いいたします。それでは今回(仮称)子ども・若者未来計画(案)について事務局からご説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(事務局)

事務局説明

(事務局)

訂正および補足説明をさせていただきます。100ページ「清和台幼稚園」の項目についてですが、「令和6年度末を目途に閉園とします」と記載していますが、こちらは「令和5年度末」の誤りです。訂正をお願いいたします。併せて、清和台幼稚園のことについて補足説明をさせていただきます。

清和台幼稚園につきましては、当初、令和5年3月末を目途に閉園をするということを予定しておりましたので、今回の計画期間(令和5~6年度)から外れるため、計画案には記載をしていませんでした。令和4年8月に廃園に関する条例案を市議会に提案をしたところ、在園児の処遇について未定の部分があるということなどのご意見をいただき、継続審査になり、その後当時の市議会議員の任期満了をもって廃案となっております。

これを受けまして、今後の対応方針について教育委員会内で協議をし、それを今回100ページの「事業計画」案の中に盛り込ませていただいております。

以上、お詫びと訂正をさせていただきますとともに、経過について簡単に説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い致します。

(会長)

ありがとうございます。ただ今事務局から今回の計画案及び清和台幼稚園のあり方に関する追加点に関する説明いただきましたが、ここからは委員の皆様からご意見をいただきたいので、よろしくお願い致します。

(委員)

38ページの子ども・子育ての重点施策について、新規のものが多くありますが、その中の「(2)②留守家庭育成児童クラブ新規開設」というところと、39ページ「(5)⑥市内すべての小学校・中学校に「校内フリースクール」を開設」についてお聞きします。川西市では、留守家庭児童育成クラブについて公設・民間と両方ある状況ですが、今後市として公設を開設するのか。また、フリースクールについて、校内ということなので、民間でなく市として開設をするのかというのを教えていただきたいです。

(事務局)

留守家庭育成児童クラブについて、公設クラブとして運営していく部分もあります。ただ、公設クラブに

関しては人的な問題や小学校における余裕教室の確保問題などもございますので、民間のクラブの力もお借りしつつ、公設においては新たに部屋を設けて夏だけのクラブ（令和4年度試行実施）で対応ができればと考えているところです。

（会長）

フリースクールで多様な学びを保障するという観点で、良い取り組みだと思うのですが、フリースクール同士のつながりというか、それぞれ特色のある教育にさせていただけると思っていますので、そういった点の情報交換等もお願いできたら良いと思います。

（事務局）

フリースクールの件で事務局より説明をさせていただきます。校内フリースクールとは、市立小学校・中学校内に専用の部屋を設けるものです。今年度より7中学校ではすでに開設をしております。目的としては、さまざまな事情で教室に入りたくても入れない子どもに対して、教室には行けませんが別の部屋であれば登校できるというものを目的としています。その教室で自分のペースで学びを進めるような居場所づくりとか、絆づくりを行っています。小学校についても、今後、開設をめざしたいと考えております。

（会長）

ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

（委員）

校内にあるということで、不登校などで学校の中に入れられない子どももいると思うのですが、そういう対応は考えているのかどうかお聞きしたいです。

（事務局）

そちらについては、39ページ「(5) ⑤総合的な不登校対策の検討」において、昨年度から引き続き今年度も教育委員会で協議を進めており、不登校などで学校に来ることができない子どもにつきましては、校外の居場所づくりという観点でも議論を進めているところです。

（会長）

39ページの「(4) 子どもの個性や生きる力を伸ばす教育」で、こども参加条例を新たに制定されるということですが、ここで記載の「保証」について、機会保障という場合は社会保障の「保障」ではないかと思うのですが、ご確認いただけたらと思います。こども参加条例というのはすごく面白い条例だと思っているのですが、具体的に子どもが意見表明できる機会を保障するためにどういう取り組みをされるのか、少し教えていただけたらと思います。

（事務局）

今後どういう形で条例を作っていくのか、実際に子どもに来てもらって意見を頂戴する、あるいはこういう審議会などを設けて併せて協議を進めていくなど、やり方につきましてはこれから検討していく必要があると思っています。今後この2年間の中で策定に向けたところを考えていきたいと考えております。

(会長)

子どもの意見表明権については、日本もようやくさまざまな子どもたちの声を聴こうということをはじめているので、ぜひ川西市でも子どもたちの声を聴くような仕組みあるいは参加する仕組みをぜひ検討していただけたらと思います。

ただ今回の計画全体を拝見して、子どもに応じた教育保育という観点がついているのですが、計画の中身を見ると、低年齢の教育保育に重点化しているようにも見えますので、今後は中学生や高校生の誰もが社会に参加できる、そういった子どもたちも見据えた教育のあり方、あるいは川西市としての中学生や高校生の教育をどんどん打ち出していただけたらと思います。今回の計画の先にぜひそういうものを見据えてしていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。他にご意見いかがでしょうか。

(委員)

今回の資料で具体的に新規項目を挙げていただき、わかりやすくなりました。ありがとうございます。62ページの若者育成支援施策の重点施策の中で、「(1) ④文化・スポーツ分野等での挑戦を後押しする支援制度の創設」について、68ページでは対象が学童期以降で、文化・観光・スポーツ課が担当所管と記載されています。今回この計画で挙げられたということは、例えば教育委員会で制度の原案を検討し、それを所管課へ依頼するのか、それとも所管課で制度の原案から検討をされるのか、いずれでお考えでしょうか。

(事務局)

本日は所管課の担当者が出席しておりませんので、確認のうえ、後日メール等で委員の皆様にご回答させていただきます。

(委員)

先ほどの39ページの「(4) ④(仮称) こども参加条例の制定」のところなのですが、質疑応答のやり取りを聞いていて少し気になる点をお話させていただきます。この(仮称) こども参加条例については、令和4年10月の市長選挙において、越田市長のマニフェストに入っていた部分ですが、この参加条例の制定について先ほど事務局から2年間で策定に向けて検討していく、さまざまな意見を聴取しながら決めていきたいということですが、条例なので、市長の権限だけで決定できるものではなくて、最終的に、議会の議決等を経て条例が制定施行されるということになります。そのため、計画期間が2か年ということで、こども参加条例の制定についての検討というような記載を検討したほうが良いのかと思います。現在の記載では、こども参加条例が制定されるという断言的な内容となっています。行政の意思としては、記載内容に間違いはないのですが、少し先ほどのやり取りを聞いていて、2年間じっくりかけて検討するとした方が良いと思います。「制定に向けた検討」などの記載がいいのではと思ったので、意見させていただきます。

(委員)

67ページ「(3) ②協働による生活安全活動」のNo.7 学校安全協力員について、私の子どもが通っている小学校では、保護者の立ち当番というのが今までよりだいぶ回数を減らした形でここ何年間続いています。校区の協力委員の方に欠員が出て次の方がなかなか決まらないという状況もあり、私の子どもの学校だけかもしれないませんが、来年から登校班が解散され、自由登校になるようです。民間の方が学校安全協力員を担う事例もありますが、民間の活用を検討されることが現実的なのではないかという意見です。

(会長)

ありがとうございました。最近、地域でお手伝いをしてくださる方が少なくなっているというのは色々なところでもよくお話を聞きます。続いてお願いいたします。

(委員)

39 ページ「(3) ④ 支援が必要な子どもの保護者のペアレントトレーニング受講機会の提供」について、新しく盛り込んでいただき、大変ありがたいことだと思っています。こちらの受講なのですが、学校ごとで実施をされるのか、またどれくらいの頻度での実施を想定されているのかというところを伺えればと思いますのでよろしくをお願いします。

(事務局)

ご意見の内容については、これから検討していきたいと考えております。

(委員)

わかりました。よろしくをお願いいたします。

(会長)

支援が必要な子どもの保護者が対象ということで、子どもに障がいがあってどう関わったらよいのかわからない方へのトレーニングも必要だろうし、あるいは子どもを虐待している保護者への自己覚知あるいは行動変容であるとか、そういった内容を熟知している大学の臨床心理の先生やNPO などに関わってもらい、どのような支援を必要な保護者の方に実施するのかということについてかなり議論が必要だと思いますので、ぜひしっかりと議論していただいて、進めていただけたらと思います。それ以外の方で何かご意見ございませんか。

(委員)

62 ページの「(1) ⑤中学生が少人数で授業を受けられる環境の充実」というところですが、私の中学生の子どもは受験生なのですが、受験生になってみて、学力というのを考えると、今の子どもたちは塾ありきの学力の基盤があるみたいに感じる事が多くて、学校だけの授業では学力をつけることがすごく難しいのかなと保護者としては感じています。その中で、少人数で授業を受けられる環境の充実というのはすごく良いことだと思って見ていました。具体的にはどのような内容か教えてください。

(事務局)

現在、県で少人数授業というのが行われております。それはさまざまな形態があるのですが、1クラスを半分グループに分けて、少ない人数で授業をするという形態をとっております。県では全部の学年、全部の教科ではできておりません。一部の教科、多くは2教科くらいなのですが、それも全学年ではありません。川西市では、独自に職員配置をすることによって、少人数ができる授業を増やすということを考えております。

(会長)

学校の先生も非常に忙しくて、先生の本来の仕事、どうすれば教育に専念できるか、色々な観点で子どもたちの学力を保障するという仕組みを作っていただけたらと思います。他の委員いかがですか。

(委員)

73 ページ「(3) ヤングケアラーの支援」について、ヤングケアラーを把握するところからの出発だと思うのですが、具体的にどのような感じでされていくのでしょうか。

(事務局)

把握の部分については、学校が一番発見しやすいのかなと思ってしまして、スクールソーシャルワーカーと連携して対応していくことになるかと考えています。まず前提としてご自身がヤングケアラーだということ、それをしんどいことだと発信して良いのだということを知っていかなければいけません。そのため、啓発と教職員の方に声を拾っていただき、発見するための研修といったものと考えています。

(会長)

ヤングケアラーは18歳未満となっていますが、小学校高学年ぐらいから見守っていく必要があると思います。保育所や幼稚園の送り迎えを兄弟の子がしている場合などは、見守りの体制が必要かと思います。相談窓口はあっても子どもが飛び込んでくるのはよっぽどのことだと思いますので、どちらかというところがあるということを知らせながら、子どもの声を拾いに行くという感覚で進めていただけたらと思います。やはりどうしても相談ということになると待ち受けるようになってしまうのですが、子どもの声を聴くためには子どもの声を拾い上げるということが大事ですので、そういうことをぜひ進めていただいて、地域の中で見守っていくという形で取り組んでいただけたらなと思いますのでよろしくお願いします。

(委員)

私も、引きこもりやヤングケアラーの件については日ごろから気になっておりまして、学校のソーシャルワーカーとも連携をとって、訪問などを繰り返しています。計画や文章で書いてあるほど綺麗ごとではなく、子どもの声を聴くことは大変なことで、学校へ行こうとか進学をどうしようとか、そこまで話を持っていくところまではなかなかいかず、本人に会うこともできないような状況もあります。だから相談窓口にたどり着くまでが大変かなというのは、コロナの問題などでも感じているのですが、相談窓口へたどり着くチャートなど、なにかもっと手立てがあればよいと考えているところです。

(委員)

38 ページ「(1) ③妊娠・出産・子育て期の一貫した支援の充実、④地域で子育てを支援する体制の拡充と周知」あたりの話になるのかなと思いますが、産前・産後・子育て期の切れ目のない支援ということで、その視点を取りこんでいただいていることは重要だと捉えております。主に産前・産後・子育て期という縦軸の時間軸での切れ目のないというのは表に出てきやすいのですが、切れ目のない横軸というか、例えば今対象の方がいるときにその方にとって、体や心のケア、遺伝的な部分のケアも必要ですし、生活で困難をお持ちでしたら物質的なケアも必要、そういったところの横軸での連携というのもケアに入れてネットワークを組んでいくということを考えていると嬉しいと思っています。川西市の現状としてどんな感じなのでしょう。

(事務局)

子育て期あるいは産前・産後の方に対するその辺の切れ目のない支援のところですが、キセラ川西プラザの3階にこども支援課（キセラ）があります。そこでは相談業務とプレイルームと一時預かり等を実施してお

り、あと保健センターとの連携を重視しながらやっております。保健センターでは母子保健を担い、保健師もいる中で地域にも保健師が回っていますし、連携の部分で今後、産前から産後、子育て期の部分のところ、切れ目がないように市としては対応していかなければいけないと思っています。今国において伴走型支援という制度を新たに立ち上げてきていますので、その部分の連携も併せてにやっっていけないといているところでは、今、(仮称) こども家庭センター構想の部分で母子保健、あるいは児童福祉の部分も連携しながら子どもたちを見守っていくという横軸の部分もしっかり捉えていきたいと考えているのですが、現状の中ではキセラ川西3階のこども支援課と保健センターの両輪で相談業務及び見守りを続けているような状況です。

(委員)

私の法人で地域子育て支援拠点を一つ受託させていただいております、その現状の中で思うところで、産前・産後、子育て期の切れ目のない支援の中で、困難のある方の支援に関してご尽力いただいていると思うのですが、基本理念のところ「すべての」ということで、産前産後のすべての子育て家庭、問題のないといえる方も実は虐待のグレーゾーンにいたりとかいろいろな側面があります。

困難な状況にあるすべての家庭が支援を受けられるということですが、体や心のケア、それから生活困難等のケアその他いろいろな困難のケアに加えて、日常生活の中で、地域子育て支援拠点を地域の拠点として、それぞれ散らばっている拠点・役割をつなぎ、アウトリーチしていくとか、どの地域でもその地域にいるご家庭すべてとつながれるような形にできればと思います。

そのような仕組みがあり、仲間づくりや日常の困難ではない部分でもサポートという形で地域子育て支援というところが管轄できるとより包括的な支援になり、困難のある人だけではないすべてというところで早期の児童虐待へつながるのではないかと思います。他県のいろいろなモデルとかを拝見すると、やはり産前・産後切れ目のないというのは、皆さん取り組みをされるのですけれど、医療の世界と福祉の世界は割と切れ切れになっていて、地域包括支援拠点的な日常生活の部分や困難には出会っていないすべての家庭に向けてというところは、これからかなという気がしています。もしこれから計画を見直すという部分で、川西市でこういった視点で取り組みができればよいかと感じていますので、ご検討いただけたらと思います。

(委員)

一点確認したいことがあります。100ページです。市立幼稚園、市立保育所、市立認定こども園の方針と事業計画のところ、清和台幼稚園の事業計画について、令和5年度中の園児募集は行いませんということなのですが、令和6年3月までは園を存続されるということですか。園児募集を受け入れることはしないということでしょうか。

(事務局)

清和台幼稚園について令和5年度は園運営を継続いたします。ただ、在園児については1名になる見込みですので、集団教育保育が非常に困難な状況です。そのため、他園における合同による教育保育を考えており、お子様にとってもよりよいと考えているところです。園自体は存続していますので清和台幼稚園がどうしても必要だという5歳児の子どもがいる場合には相談に乗らせていただいて、必要な対応をさせていただきたいと考えているところです。

(委員)

そういうことであるならば、少し書きぶりを工夫されたほうがよいのではないかということだけ申しあげておきます。

(委員)

44 ページ「(2) ①多様な保育サービスの提供」のNo.14 の民間保育施設の運営支援で、市立保育所も 1 割くらい定員より上乗せで、受け入れを行っていると思うのですが、民間も 1 割増しで受け入れています。その中で保育の質的確保を図るためと書かれているので、そのあたりはしっかりお願いしたいな思います。それから医療ケア児についての受け入れについても、従来から、民間園でも取り組んでいるところはたくさんあります。その中で看護師がどうしても必要になるというケースが多いので、看護師の補助等をこの医療ケアのところに入れていただいているのかと思っていますので、それはとても良いことだと感じました。

100 ページについて、他委員からご意見のありました清和台幼稚園については、閉園時期が延長されるという形で、議会での審議で変更したということなのですが、東谷幼稚園に関しても議会で変更されることがあるのかということをお聞きしたい。また、この計画は産後から青年期までという計画で、私の法人としても青年期まで見通した保育を提供しています。卒園児も保育園に来たりとか相談に来たりとか保護者も来ています。今回、市において一つの計画になったので、ぜひ市役所の中でもその担当課がばらばらで動くのではなくて、みんなでつながりを持ちながら一緒に相談しあい、連携を取ればすごく素敵だと感じました。

(委員)

39 ページ「(6) ①ICT を活用した子どもの見守り体制の充実」について、60 ページに記載されている実施内容の詳細を確認させていただいたところ、保護者は子どもの位置情報を知ることができるような ICT を活用した新しい見守り体制を保護者や地域住民と協力して進めるとあるのですが、具体的に保護者と子どもの間に地域住民の方々が ICT の観点をもとにかかわるのかというのが気になりました。

(事務局)

本日担当課職員が出席しておりませんので、確認のうえ、後日メールにて回答をさせていただきます。

(委員)

先ほども話題に出ました(仮称)こども家庭センターですが、今県が運営されているものとは異なるのですか。

(事務局)

本センターは、児童福祉法改正に基づく国施策の一環で、一般的な児童相談所機能を担う子ども家庭相談センターとは異なります。(計画書 3 ページ (3) 参照) 市区町村において、子育て世代包括支援センターと、虐待等を取り扱う家庭総合支援拠点を結び付けたうえで、地域とも連携しながら、子ども・妊産婦等の一人ひとりに対してサポートプランをつくるのが概要の部分になります。

設置義務ではなく努力義務ではございますが、本市としてどういう役割をしていくか、県センターと名称が重なっている点は少し紛らわしいと考えておりますので、今後検討していく必要があると考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。国から地方自治体にさまざまな業務が降りてきて、地方自治体の方々は本当に大変な

思いをしておられると思います。子どもの相談に関しては、例えば子ども虐待の場合は今の枠組みの中では児童相談所が子どもへの措置権限であるとか、家庭裁判所への申し立てであるとか、そういうことを持っておられます。地域をベースとしたさまざまな相談支援体制をまとめられるネットワークを張るとというのがとても大事なことでぜひ進めていただきたいのですが、その中でそれぞれのご家庭のアセスメントをして、どういう状況になっているのかということをしかりと見極めるということが大事ですので、携わってくださるワーカーの方にケースのアセスメントの力をつけていただきたいと思います。

(会長)

104 ページの評価指標についてお伺いいたします。目標値が列記されているのですが、市民の方にアンケート調査をされるのですか。定期的にいろいろな部門でアンケートを取っておられる項目をピックアップして載せておられるのでしょうか。乳児健康診断の受診率などは定期的に集計しておられるのかと思うのですが。また、市民の意見などについて目標値に達したかどうか確認をとっておられるのですか。

(事務局)

こちらで指標として取り上げている基準値等の部分ですが、まず市民実感調査というのは市で年に一度、市民の皆さんからアンケートを取らせていただき、数値を集計しております。そのほか、それぞれ独自で利用の実績値等を反映させたり、各調査の数字を挙げたりということで、それぞれ取り上げている数字の部分、直近の数字を基準値という形で表記しております。つまり、数値の取り方につきましてはさまざまな調査などをもとに算出しているということです。

(委員)

66 ページの「(2) 就業への支援」のNo.6 若年者就労体験支援事業について、市内在住の 50 歳未満の若年者及び就職氷河期世代を対象にということなのですが、本計画の原則でいえば、39 歳までなのですが、就業の部分でこの「50 歳未満の若年者」の定義付けというのは、何を根拠にこのように書かれているのかを教えてください。

(事務局)

本日担当職員が出席しておりませんので、確認のうえ、後日メールにて回答させていただきます。

(会長)

104 ページの評価指標のNo.8 「児童扶養手当受給資格者に対する全部支給の割合」について、全部支給の方が少なくなって、働きながら自立をしていただくとうれしいのですが、現状として、ひとり親家庭のご家庭は非常に経済的に厳しくて、そういう方々の就労支援などもハローワークを通じていただいていると思います。ひとり親家庭の保護者は全部支給でないとなかなかやっていけないという方がおられるのですが、その中でも就労につながって、そして全部支給から 10 円刻みで収入に応じてだんだん減額されていくという、そういうルートに乗っている方がどれくらい増えているのかということを見ただけならと思います。これだけを見ますと全部支給の割合が少なくなるというだけに見えてしまいますので、そういうところも併せて見ていただけたらなと思いますので、よろしく願います。その他、いかがでしょうか。

(委員)

59 ページ「(3) 子どもの安全の確保」について、何か新しい施策が考えられているのかということをお聞きしたいと思います。川西市の高校の特有の問題かと思いますが、自転車による登校で非常に事故が多くなっています。川西市の特徴として坂が非常に多いため、スピードが出てしまう状況があり、大勢に通っていますと周りの方に脅威を与えている場面があつて、本校も指導に苦勞しています。学校でやるべきことは継続して取り組んでまいりますけれども、特に1年生で事故が多く、高校入学まであまり自転車の運転に慣れていないのではないかと思うことがあります。中学校の段階から交通安全、特に自転車についてのことで何か新しい手を打っていただけたら自損事故で怪我をする生徒も減っていくのかなと思うとともに、地域の住民の方とかご高齢の方とか、小さなお子さんに対しても、自転車を通ったときに脅威を与えないような形で通れるというようなことになるのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(会長)

今大阪市内では、片足で地面を蹴って進むスクーターのようなものがレンタルで走行するようになっていて、実は原付バイクの免許が必要とか、ヘルメット装着義務といった新たな仕組みが出ておりますが、結構危ないです。あるいは自転車でも普通で30キロくらい出ますので、坂道だけでなく出合い頭に大小交差点の事故も発生しており、特に名前のついていないような交差点が危ないというようなデータが出てきておりますので、地域の方が危ないなと感じていただく、そういうところをあぶりだしていただかないといけないのかなという気がします。

(事務局)

小学校におきましては学校で市担当課・警察と一緒に子どもたちに自転車の乗り方などの交通安全指導を行っているところもあります。また、小学校1年生に対しまして、交通安全だけでなく防犯的な安全も含めて警察等からお話いただくなどの指導は行われています。まだまだ不十分でこちらにも自転車事故の情報は入ってきますので、その事案があつたときに原因や学校にも事故があつた旨を知らせて共有し、子どもたちへ注意喚起しているところではあります。

(会長)

おそらく兵庫県においても、メールでどこでこんな事件がありましたというスマホに届く仕組みがあるのですね。

(委員)

川西市に引っ越してくる前の自治体で使っていました。すごくたくさん通知が来ていました。今は「ミマモルメ」という先ほど登下校の時に出ていたアプリなのですが、それでは自分の小学校区の情報がお知らせできたりします。

(事務局)

先ほど会長がおっしゃっていたのはひょうご防犯ネットのことではないかと思われます。これは自分で登録になりますので、学校でも登録してその情報を得ております。また教育委員会でも、そういった情報が入った場合、すぐに周知しないといけない時は学校に知らせる場合があります。また保護者にも必要であればミマモルメ等を利用して知らせる形をとったりします。それは全市内で知らせなければならない場合や、その地域

だけという場合でその事情に応じて使っている次第です。これですべてができているというわけではありませんが、そういったところで周知をさせていただいております。

(会長)

今後大きな地震が来るかもわからないのでそういう観点から色々なことの対策を考えておくということは、行政では先を見据えてやっておられるのですが、今回新型コロナウイルス感染症に直面したことによって社会福祉施設、子ども福祉施設やあるいは高齢者の方の福祉施設が感染症の影響を受けています。

事業継続計画、危機下にあつて事業を継続していく計画を、民間企業は割と早くから計画を立てて取り組んでいます。社会福祉施設に関しても計画を立てなさいということが義務化され、さまざまな自治体がどんどん策定されている状況です。私の大学でも感染症に関しては経験を踏まえながら事業継続計画について、今書き始めて作っているところです。そういうものを地域の基本にしていくというのがとても大事だと思うので、調べていくと色々な情報が出ています。

防災研究所が建物を実際に揺らしてみても、どのように建物が揺れるかということ動画を配信してくださっていたり、ネット上で色々なデータが見れますので、そういうことを含めて防災教育というのがさまざまな角度から必要だと感じています。

(委員)

1 点目は、今後医療的ケア児等、障がいをもつ子どもたちが通常学級で過ごす機会も増えてくるのが想定されるかと思いますが、専門職の人的な体制の充実を含め、専門職によるフォロー体制を強化していただきたいです。ご本人はもとより保護者や先生方が関係機関の幅広いネットワークの中で安心して過ごせる支援に当たれるように進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 点目は、支援の内容や効果など YouTube をはじめ SNS の活用などあらゆる媒体を活用していただいて、広く市民に周知していただけたらと思います。教育委員会において、組織再編が行われまして、きめ細かなサービスを実施いただいています。今回、計画に新規事業を取り組んでいただき、さらにサービスの充実を図っていただけるということで、子育てしやすいまちというのは何よりも若者にとって魅力があると考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

冒頭に説明があったのですが、もう一度これからのスケジュールを教えてくださいませんか。

(事務局)

本日の会議終了後、教育委員会定例会、議員協議会を経まして、令和5年1月10日から2月13日まで、パブリックコメント実施を予定しています。その期間中に市立幼稚園のある地域に関しましては個別に地域懇談会という形で出向きまして、ご意見を頂戴していきたいと思っております。それらをまとめましたうえで最終、今年度末に計画を策定という形に持っていきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。今回は市民から広くご意見をいただくパブリックコメント前の最終審議会ですので、本日のこの案につきまして、今日出していただいた意見をつけて、この案でそれぞれパブリックコメントにかけるとということについて委員の皆様方のご承認をいただかないといけないのですがよろしいでしょう

か。賛同をいただける方は挙手をお願いしたいのですが。

〈委員全員が挙手〉

(会長)

ありがとうございます。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

委員の皆様、活発なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。以上で令和4年度第4回川西市子ども・若者未来会議は終了とさせていただきます。

(以上)